

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップの構築を目指し、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言いたします。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じて、その先の取引先（「Tier N」から「Tier N+1」）にも働きかけることで、サプライチェーン全体における付加価値向上を図ります。あわせて、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を推進します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先に対するテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定に関する助言・支援も積極的に行います。

（個別項目）

- a. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の阻害する取引・商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」の「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などを求めることはいたしません。

#### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。また、災害時等などには、一方的な負担を押し付けないように配慮し、事業再開時等には可能な限り取引関係の継続に努めます。

2025年5月19日

平和情報システム株式会社

企 業 名

代表取締役 山下 晶

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。